

愛知県立春日台特別支援学校PTA会則

昭和51年4月29日 施行
平成22年4月23日一部改正
平成23年4月27日一部改正
平成24年4月26日一部改正
平成25年4月25日一部改正
平成26年4月24日一部改正
令和6年6月4日一部改正

第 1 章 名称及び事務所

- 第 1 条 本会は愛知県立春日台特別支援学校PTAと称する。
- 第 2 条 本会の事務所は、愛知県立春日台特別支援学校内に置く。

第 2 章 目的及び事業

- 第 3 条 本会の目的は、学校の運営方針に協力して、幼児児童生徒の教育に寄与し、相互の連絡、親睦をはかり社会啓発を深めることを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的を達するため次の事業を行う。
- 1 学校行事に協力する。
 - 2 会員相互の親睦と研修をはかる。
 - 3 その他、本会の目的を達するために必要な事項。

第 3 章 会員及び役員

- 第 5 条 本会は会員及び準会員で組織する。
- 1 会員は本校に通学する幼児児童生徒の保護者及びこれを代行する者とする。
 - 2 準会員は本校職員とする。
- 第 6 条 本会に次の役員を置く。役員の任期は1カ年とする。但し再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 1 会 長 1名
 - 2 副会長 3名
 - 3 理 事 学年代表として1名を選出する。但し、40名の学年は2名、70名以上の学年は3名を選出する。
 - 4 書 記 2名（会員1名 準会員1名）
 - 5 会 計 2名（ 同 上 ）
 - 6 監 事 2名（ 同 上 ）
 - 7 相談役 若干名（ 学校長及び前役員 ）
- 上記の役員は、総会の承認を得る。
- 第 7 条 本会に監査委員を2名置く。監査委員は総会において選出する。
- 第 8 条 会議は総会、役員会とし、会長がこれを招集する。

第 9 条 総会及び役員会の議決は、出席会員の過半数をもって成立する。

第 4 章 会 計

第 10 条 本会の経費は、会員及び寄付金その他の収入金をもってあて、準会員からの会費徴収はしない。

第 11 条 本会の経費は別に定める。

第 12 条 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第 5 章 会則の改正

第 13 条 本規約の改正は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

愛知県立春日台特別支援学校PTA内規

PTA会則第11条に基づき、下記のとおり内規を定める。ただし、本内規の改廃は役員会の決議による。

1 慶 弔

(1) 弔事するとき

ア 幼児児童生徒の死亡 10,000円、生花

イ 会員または配偶者の死亡 10,000円、生花

*弔問の際に3,000円以内の寂し見舞いを持参する。

(2) 不時の災害

会員の家が災害等により全失または半失 10,000円

*上記以外に必要なが生じた場合は、役員会において決定する。ただし、緊急な場合は、会長の判断によって執行し、後日役員会に報告するものとする。

2 旅 費

県の旅費基準を準用した額を支給する。雑費は春日井市内の旅行についても支給する。ただし、県から旅費が支給される場合は併給しない。

3 会 費

(1) 年度途中の転出者及び退学者の会費納入については、転出月日の先月分までとする。ただし、月末まで在籍した場合は、当月分までとする。転入者については、転入する当月の前籍校の状況により判断する)

(2) 会費の納入は、兄弟姉妹で在籍している場合、一人分のみとし、その他については免除する。